

議案第75号

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月25日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、法第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。以下「利用乳幼児」という。)が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助(以下「乳児等通園支援」という。)を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、法第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。以下「利用乳幼児」という。)が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業所の管理者)の管理者を含む。以下同じ。)が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助(以下「乳児等通園支援」という。)を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな</p>

人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(**乳児等通園支援事業者**の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 **乳児等通園支援事業者**の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

(虐待等の**防止**)

第13条 **乳児等通園支援事業者**の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) **乳児、幼児の区分ごとの利用定員**

(7) 乳児等通園支援事業の利用の**開始、**終了に関する事項**及び**\_\_\_\_利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(**乳児等通園支援事業所**の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 **乳児等通園支援事業所**の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

(虐待等の**禁止**)

第13条 **乳児等通園支援事業所**の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) **利用定員**\_\_\_\_\_

(7) 乳児等通園支援事業の利用の**開始及び**終了に関する事項**その他の**利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第18条 **乳児等通園支援事業者**の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る**利用定員**

---

\_\_\_\_\_の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(新設)

第18条 **乳児等通園支援事業所**の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る**利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)**

\_\_\_\_\_の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

**(設備及び職員の基準の特例)**

**第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合に**

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 **特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第10号)に定める保育所の設備及び職員の基準**(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 **認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準**
- (3) 幼保連携型認定こども園 **特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準**
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第11号) **に定める家庭的保育事業等を行う事業所の設備及び職員の基準**(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。**この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」**

**は、前2条の規定は適用しない。**

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 **福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成24年福井県条例第73号)**  
\_\_\_\_\_ (保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 **福井県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年福井県条例第51号)**  
\_\_\_\_\_
- (3) 幼保連携型認定こども園 **福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例(平成26年福井県条例第52号)**  
\_\_\_\_\_
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第11号)  
\_\_\_\_\_ (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。  
\_\_\_\_\_

**とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。**

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及び**その**職

員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及び**その乳児等通園支援事業所の**職

員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。